

# 退去時の注意事項

## <退去時>

1. ※退去される場合は、必ず2ヶ月前にご連絡下さい。尚、鍵は退去立ち合い後、直ちにご返却下さい。ご返却が遅れますと、解約日より鍵をご返却される間の日割のお家賃などをご請求させていただく場合がございます。
2.
  1. 鍵は入居時にお渡しした鍵を必ずご返却下さい。コピーキーの場合はシリンダー代をご請求させていただきます。
  2. 鍵返却時に IC タグを紛失されていた場合には実費にてご請求させていただきます。
2. 退去の立会いを行います。退去に伴う精算費用（上下水道料・給湯料・補修費等）として **50,000 円**、先にお預かりさせていただきます。費用は、退去立会い日の1週間前までにお振込みください。  
尚、ご都合により立会いできない方は、住宅等修理査定を一任及するものとし、退去申し出時にお渡しする確約書を明渡日までに管理会社へ提出してください。  
立会い後、精算してご返金が発生した場合は、オーナーより、退去される方が指定されました口座へお振込みさせていただきます。
4. 電気、ガス、水道局会社の支払いは必ず退去日までに閉栓、及び料金の支払いを確実に済ませて下さい。最後の領収書を確認させていただきますので立会者に出してください。未払いがあった場合は、1件につき手数料 1,000 円(税抜き)を請求させていただきます。
5. 新聞等の配達停止連絡をして下さい。
6. 転移届は、郵便局にも出して、郵便物の転送依頼をして下さい。
7. 退去時は、原状回復（入居時の状態に戻す）が原則です。
8. 浴室・台所（換気扇・流しの清掃）、トイレ、ベランダ、エアコンフィルター等の清掃は出来る限り行って頂くと幸いです。  
汚損状況により、別途費用が発生する場合があります。
9. 室内外に残留物(ガスコンロ、自転車、オートバイ等)を放置した場合は、3,000 円～30,000 円(税抜き)を、また配管のつまり、電球の切れ等は、処理料を請求します。
10. 室内に年月による劣化以外の損害（破損・汚損）があった場合は別に補修費を請求します。

# 重要事項補足説明書

1. 故意・過失による汚損、破損が認められた場合、別途原状回復費用として下記の通り請求いたします。

- ①タバコのヤニにより壁・天井のクロスを変色させる、クギ穴・ネジ穴を開ける、ペットによる損傷など、クロスの張替えを要する場合の費用 30,000 円（税別）
- ②結露により壁・天井のクロスを腐食させ、張替えを要する場合の費用 50,000 円（税別）
- ③故意・過失により壁・天井のプラスターボード破損、ドアの破損などにより、修繕を要する場合の費用 30,000 円（税別）
- ④故意・過失によりガラスを破損させ、取替えを要する場合の費用 50,000 円（税別）  
鏡を破損させ、取替えを要する場合の費用 20,000 円（税別）
- ⑤飲み物などの液体をこぼす、タバコなどの焦げ跡をつける、ペットによる損傷など、床の張替えを要する場合の費用 50,000 円（税別）
- ⑥付属設備を紛失または破損した場合、  
脚立 5,000 円（税別）、引っかけ棒 2,000 円（税別）  
エアコンの掃除不備 15,000 円（税別）
- ⑦室内等に残留物がある場合は、処分費用一点につき 5,000 円（税別）  
※リサイクル料金は別途（家電、自転車、バイク、ベッドやソファなど）
- ⑧その他故意・過失及び全館注意義務に反する損耗等の復旧については実費